

「さいきょう後見制度支援預金」

A-37-①

(2019年1月7日現在)

商品名 (愛称)	・さいきょう後見制度支援預金	
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・個人(成年被後見人、未成年被後見人) ①成年被後見人、未成年被後見人の住所が東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県内に限ります。 ②家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要となります。 	
期間	・期間の定めはございません。	
預入	預入方法	・随時預入できますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。
	預入金額	・1円以上
	預入単位	・1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・随時払戻しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要となります。 ①出金…入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に払戻しされます。 ②定期送金…自動振込等により、指定された間隔(例えば3ヶ月毎)で指定金額を定期的に後見制度支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に払戻しされます。 	
利息	適用利率	・普通預金の店頭表示金利を適用します。
	利払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回 2月、8月の第3日曜日に口座へ入金致します。ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。
	計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・1年365日とする日割計算。 ・毎日の最終残高の1,000円以上について、付利単位を1円として利息を計算します。
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (マル優のご利用はできません。) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 	
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・為替手数料については、定期送金および他行庫宛の送金は所定の手数料をいただきます。 ・同一店舗内の口座間振替は無料です。 	
特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・指示書の指示内容による取扱のみとなります。 ・お取引は口座開設店のみを窓口とします。 ・キャッシュカードは発行しません。 ・通帳によるATMでの利用はできません(窓口でのお取扱いに限定します)。 	

金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話 0120-131-811）にお申出ください。 紛争解決措置：東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません。 「指示書」の交付申請は成年被後見人、未成年被後見人の住所地の管轄の家庭裁判所へ行ってください。 「総合口座」の取扱いはできません。 現金でのお支払いはできません（後見人が管理する口座への振替となります）。 公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取、I B契約はできません。 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）